

川根本町建設工事請負契約約款 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条～第35条（略） （前払金の使用等）</p> <p>第36条 受注者は、前払金を当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料又は購入費（当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証委託契約に係る保証料以外の支払に充当してはならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第37条～第59条（略）</p>	<p>第1条～第35条（略） （前払金の使用等）</p> <p>第36条 受注者は、前払金を当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料又は購入費（当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証委託契約に係る保証料以外の支払に充当してはならない。<u>ただし、平成28年4月1日以降新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び第34条第2項に規定する前払金を除き、現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</u></p> <p>第37条～第59条（略）</p>